

令和7年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年12月2日（火曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 森澤 文王	8番 村田 桂子	9番 榎本 真弓
10番 今井 清	11番 村松 浩喜	12番 今井 英昭

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳
総務課長 竹重和明 町民課長 萩原義行 企画課長 市川 偉
教育次長 羽場厚子 建設環境課長 羽場雅敏
産業振興課長 篠原英男 会計管理者 櫻井千佳
庶務係長 市川 理

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田口 仁 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

9番 榎本 真弓

10番 今井 清

散会 午前11時20分

議長（今井英昭君） おはようございます。

ただいまから令和7年第4回立科町議会定例会を開会します。

現在までの出席議員は12名であります。定足数を超えておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

企画課から写真撮影、また報道機関から写真・ビデオ撮影等の申込みがあり、今会期中これを許可してありますので、ご承知願います。なお、本会議の一部についてはケーブルテレビで生中継も行いますので、ご承知ください。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた説明員は、理事者です。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（今井英昭君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番議員、榎本真弓議員、10番議員、今井 清議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（今井英昭君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、今井健児議会運営委員長より報告願います。今井健児議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番（今井健児君） おはようございます。議会運営委員長の今井健児です。会期の検討結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、11月18日、議会運営委員会を開催し、令和7年第4回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に出席される案件の状況から、会期は、本日12月2日から12月12日までの11日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長（今井英昭君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間と決定し、お手元に配付しました会期日程表のとおりとします。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（今井英昭君）　日程第3　町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長　両角　正芳君　登壇〉

町長（両角正芳君）　おはようございます。本日ここに、令和7年第4回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

師走に入り一年の締めくくりの時期となりました。本年を振り返りますと、2月26日に岩手県大船渡市では大規模山林火災が発生し、1,200ヘクタールに及ぶ延焼被害となりました。また、9月4日から5日にかけて台風15号が日本列島を襲い、九州南部から東北地方の広い範囲で大雨となり、各地で住宅被害、土砂災害、死者を含む人的被害が発生しました。特に、静岡県内では竜巻などの突風が発生し、静岡県全体で2,000軒にも及ぶ国内最大級の住宅被害に見舞われました。11月18日にも、大分市佐賀関で大規模住宅火災が発生し、182棟に及ぶ延焼被害となりました。お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興がかないますよう願ってやみません。

近年は、このような自然災害が当たり前のように発生しています。夏の猛暑日が多くなってきているのも異常気象に起因しており、地球規模による温暖化対策が急務との想いを強くしました。幸いにも当町では、大きな災害もなく安堵いたしましたが、災害はいつどこで起こるか分かりません。平時からの備えを怠らないことが重要であると感じた次第であります。

さて、昨年はカ梅ムシの異常発生によって贈答用りんごが不足気味でありましたが、本年も発生は確認されたものの通年規模で大きな影響はなく、全体として平年並みと聞いております。また、水稻も用水確保と高温障害が心配されましたが、平年並みの収穫量が確保できるとのお話を聞き、安堵したところであります。しかしながら、米価格の高止まりが続くと輸入米利用や米離れにつながらないか危惧しております。生産者にとって、肥料や資材等のコスト上昇を見据えた稲作経営の安定に資する生産者米価となるよう、適正な米価格を望むところであります。

景気動向に目を向けてみると、内閣府が11月17日に発表した2025年7月から9月期の国内総生産（GDP）速報値は、物価変動の影響を除く実質で前期比0.4%減、年率換算は1.8%減で、マイナス成長となるのは2024年1月から3月期以来、1年半ぶりとのことであります。自動車を中心に輸出が不振で、トランプ政権の高関税政策が影響したとの報道もあります。また、政府は11月21日の臨時閣議で経済対策を決定。物価高対策として子ども1人当たり2万円を給付し、2026年1月から3月の電気・ガス代を補助。一般家庭支払額を3か月合計で7,000円程度引き下げる。食料品高騰への対応として自治体が1人当たり3,000円程度のおこめ券や電子クーポンを配れるようになるなど、家計の負担軽減策が打ち出されました。当町では、今後とも国や県の動向を注視しながら、末端行政としてできうる支援策を講じてまいります。

次に、9月定例議会以降の主な動きについて4点申し上げます。

1点目は、10月1日の西部地区を皮切りに6日の蓼科地区まで計5回開催した地域懇談会についてであります。各会場とも、町側から第6次立科町総合計画施策の重点プロジェクト等の説明をした後、住民皆様と意見交換を行いました。参加者からは、地域公共交通や交通安全対策、スキー場の施設整備や中央公民館とその周辺施設の整備、移住定住政策等に対する意見や要望が出され、今後の町政運営に活かしていくければと考えております。

2点目は、10月よりデマンド運行の実証実験を開始しました。たてしなスマイル交通の利用者が極端に少ない便の見直しと、より町民ニーズに合わせた効率的な運行を図るために導入したデマンド型交通であります。今後は、実証実験結果を検証後、本格運行に移行してまいります。

3点目は、令和7年度末完成予定の移住定住促進住宅の住宅工事に係る構造見学会を10月15日に開催しました。県内各地から関心を持って参加された76名の皆様に事業概要説明の後、建設中の現地を見学いただきました。皆伐適期を迎えた町有林カラマツを使った町営住宅建設が実現し、町内外の皆様に地産地消となる地元木材の活用をアピールできたのではないでしょうか。

4点目は、10月19日に立科町合併70周年記念式典並びに記念講演会を立科町体育センターにおいて開催しました。式典には、町内外から来賓皆様のご臨席を賜り、昭和30年4月の合併から70年の節目を迎え、過去を顧みるだけでなく、未来への約束を新たにする機会となったと確信をしております。また、式典に続き、俳優で気象予報士の石原良純氏を講師にお招きし、「石原良純大いに語る」と題した記念講演会を開催しました。身近なエピソードを交えながら、気象や暮らし、家族の絆についてご講演をいただき、約300名の皆さんが真剣に聞き入っておられました。

以上、9月定例会以降の主な動きについて申し上げました。

さて、12月は、私の2期目最後の令和8年度当初予算編成期であります。先月14日の予算編成会議において、予算方針を示したところであります。

8年度の重点指針に基づく主要施策について申し上げます。

指針1 「住んでみたい、生み育てたいと思える町づくり」の1つ目は、居住環境のさらなる充実と風の子広場の整備促進。2つ目は、妊娠・出産から子育てに至る切れ目のない支援。3つ目は、地域公共交通の確保と維持。4つ目は、教育環境の充実と蓼科高校の存続発展への取組強化であります。

指針2 「安心・安全で暮らしやすい町づくり」の1つ目は、中央公民館及び周辺施設の整備促進。2つ目は、有害鳥獣対策と防災減災対策の取組強化。3つ目は、介護予防事業の推進と地域福祉の充実。4つ目は、町内外におけるDXの推進とたてしなびの有効活用。5つ目は、計画的なインフラ整備・更新（温井配水池等）であります。

指針3 「地域資源を活かした町づくり」の1つ目は、索道施設の整備・促進と魅力

ある観光地の構築。2つ目は、持続可能な農業振興（遊休荒廃農地解消促進と所得向上）。3つ目は、森林資源の整備と利活用（町有林、里山）。4つ目は、商工業の振興（商工業者支援と起業者支援）。5つ目は、省エネや再生可能エネルギーの推進。6つ目は、さらなるごみの減量化（生ごみ等）であります。

以上が8年度の重点指針に基づく主要施策であります。

続いて、8年度の財政見通しについて概略申し上げます。

歳入関係では、町税をはじめ全体として大幅な増が見込めない一方、歳出では、高齢化の進展に伴う扶助費や医療・介護等の社会保険分野の繰出しが増加傾向にあるほか、各公共施設の老朽化や防災・減災への対応、デジタル化の推進等といった諸課題に係る経費の増加が見込まれます。公共施設の大規模整備等も順次進めていくためには、限られた財源の中で、選択と集中により事業の重点化を徹底し、様々な視点から町の魅力ある資源を最大限に活用するとともに、補助事業の積極的な活用や有利な起債事業がないか、常に情報収集しながら歳出抑制に努めてまいります。

当町では、介護予防ドクター事業を実施中であります。町民全体を対象に歩行計測及び矯正指導等を実施し、健康長寿と介護保険料抑制につなげてまいります。また、異常気象に起因する果樹等の農作物に少なからず影響が及んでいます。改めて、地球温暖化対策（CO₂削減）を加速させる必要性を強く感じた次第であります。

今後とも、安心・安全で持続可能なまちづくり実現に向け邁進してまいりますので、町民皆様、議会皆様方のご理解・ご協力を切にお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

続いて、9月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げ、その他につきましては、お手元に配付をさせていただきましたので、ご覧ください。

9月15日、ご長寿の皆様をお迎えして、敬老の日の式典を開催し、9月17日には、今年度100歳をお迎えになられる皆様を訪問し、それぞれご本人、ご家族に対して、ご長寿のお祝いを申し上げました。今年度100歳をお迎えの方は7名、99歳をお迎えの方は13名、88歳をお迎えの方は44名であります。ますますお元気でご活躍されますことをご祈念するものであります。

9月28日、川西消防フェスティバルが川西消防署を会場に開催され、車両や機材の展示、火災想定訓練の見学、体験などにより、消防団員や消防署員と、住民の皆様との交流が図られました。

10月1日、西部地区を皮切りに6日の蓼科地区まで、計5回の地域懇談会を開催し、町の現状や第6次総合計画、前期基本計画に基づく重点プロジェクトの施策等の説明と併せて、町民の皆様と意見交換を行いました。

10月14日、令和7年第4回議会臨時会を招集し、権現の湯木質バイオマスボイラー設置工事における工事請負契約の締結についてお認めいただき、現在工事を進めております。

10月15日、現在建設中の移住定住促進住宅の構造見学会を開催し、町内外から76名の方にご参加いただきました。皆伐適期を迎える町有林のカラマツを活用した経過などの説明と併せ、実際の活用方法を見学いただき、木材の地産地消等について意見交換を行いました。

10月19日には、町内外からご来賓をはじめ、多くの関係皆様にご出席をいただき、立科町合併70周年記念式典を開催し、これまで歩んできた70年を振り返り、時代を担われた先輩諸賢、町民の皆様に敬意と感謝を申し上げるとともに、これからの中づくりを見つめ直す節目の日となりました。また、立科町の振興発展に長年ご尽力いただきました19名の皆様方へ功労表彰をさせていただきました。併せて、記念講演会を開催し、俳優で気象予報士の石原良純氏に身近なエピソードを交えながら、気象と暮らし、家族の絆等について、講演をいただきました。

11月14日、令和8年度の当初予算編成会議を開催し、予算編成方針及び重点指針に基づく主要施策等について、各課等に指示をいたしました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、今定例会に提出しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例の一部改正3件、公の施設の指定管理の指定1件、令和7年度補正予算6件です。

議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、長野県人事委員会の勧告に基づき、一般職・特別職・任期付職員・議会議員・会計年度任用職員の賞与・給与等について、県に準じて改定するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第55号及び第56号の立科町索道事業条例及び立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定については、社会経済情勢に合わせて施設運営が柔軟に対応できるよう、長期的な視点で料金の上限額等の改定をするものです。

議案第57号は、立科町都市農村交流施設及び道の駅の指定管理者の指定について、議決を求めるものです。

議案第58号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定予算に歳入歳出それぞれ7,814万5,000円を追加し、総額を58億5,211万3,000円とするものです。

主な内容は、歳入では、補助事業の交付決定等に伴う補助金等の計上、町税等の実績による増額などが主なものであります。

歳出では、長野県人事院勧告に伴う人件費の増額補正、事業の継続を支援する飼料価格高騰支援事業や水稻採種栽培支援事業の計上、移住定住促進住宅建設事業に係る増工分の計上などが主なものであります。

議案第59号から議案第63号は、特別会計3件及び公営企業会計2件の令和7年度の補正予算案であります。給与改定及び基幹系システムの標準化移行に係る増額のほ

か、事業の進捗に伴う所要の改正を行いました。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、お認めをいただきたく、お願いを申し上げます。

◎日程第4 議会諸報告

議長（今井英昭君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、芝間教男総務経済常任委員長より、自席で報告願います。

5番（芝間教男君） 総務経済常任委員会では、10月20日、委員会を開催し、令和8年度に向けて、総務経済に関する要望・意見等について検討を行いました。

10月27日には、立科町と茅野市の柏原財産区との境界について確認のための踏査を行い、しらかば2 in 1 スキー場の山頂から白樺湖方面の境界踏査を柏原財産区の皆さんとともにに行いました。

また、10月30日から31日にかけ、委員会視察研修のため、長野県伊那市と三重県大台町に出張いたしました。

伊那市では、南アルプス伊那谷エリア登山者協力金の取組と農業法人田原の遊休荒廃地開発事業の実績について研修し、三重県大台町では、大杉谷入山協力金についての視察研修を行いました。

その視察研修の下に、11月10日、総務経済常任委員会を開催し、令和8年度に向けて、総務経済に関する要望・意見書についての追加の検討会を行いました。

また、11月11日ですが、西峰山の神、祭典を立科町・長和町の境の笠取峠のほこらにて、長和町並びに関係団体の皆さんとともに神事を執り行いました。

以上です。

議長（今井英昭君） 次に、村田桂子社会文教建設常任委員長より、自席で報告願います。

8番（村田桂子君） それでは、社会文教建設常任委員会の報告をいたします。

まず、9月26日に社文建としての要望書を取りまとめました。その後、様々視察も受けて充実をさせて、明日の要望書提出につなげたところでございます。

続いて、11月6日・7日に視察研修を行いました。

6日の日は、栃木県の真岡市のm o n a c a という複合施設に視察に行きました、ここは様々な公共施設の老朽化に伴って、統合再建の検討を行った中で、子育て支援センターと、それから、市民交流センター、そして、真岡市の図書館の3つの機能を持った複合施設を建設したところです。m o n a c a というところを視察したところです。

7日の日は、福島県の大熊町に行きました、ゆめの森学び舎というところの建物と内容についての研修を行いました。ここは、例の大震災受けまして、全町が会津市に

避難をするという大変な被害を受けたところで、やはりこのままでいければなくなってしまうというようなこともある、危機感がありまして、まずは子どもたちが集まる場所をつくろうというところで、保育園から小中一体型、ゼロ歳から15歳までを一体で教育する学校づくりと、特に、今までの価値観を変えて、子どもを学校に合わせるんではなく、子どもに合った学校づくり、施設づくりというコンセプトで校舎の造り方も抜本的に変えまして、大変ユニークな施設になっております。

保育園から小中学校、15歳までということで6人から始ましたんですが、11月1日では99人まで在籍の子どもたちが増えたということでございました。

教育理念は、大変これまでの私たちの価値観を転換するような一人一人の子どもたちに合わせた、子どもの個性、子どもの興味関心に合わせた教育づくりということで、言わば理想的な教育も行われているかなというところで、子どもが少ないがゆえにできるということもあるかと思いますが、逆に、集団的なことがなかなか体験できないという面もあるかと思います。様々勉強になったところです。

それから、その後、帰り道に同じ福島県の須賀川市にあります市民交流センター　t e t t e というところも視察したところです。ここは総合福祉センターの建て替えに伴って、やはり震災の影響を受けて、市民の集まる場所をまず整備しようと、中心市街地の活性化の拠点としてつくろうということで、理念としては「人を結び、まちをつなぎ、情報を発信する」と、こういう機能を持った市民交流センターで、いずれも立科町の公民館周辺の複合施設建て替えに向けて、委員会での見識を深めるという点での視察で大変有意義なものでございました。

そして、明日、社文建としての来年度予算に向けての要望書を提出する運びとなつております。

以上です。

議長（今井英昭君） これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第54号

議長（今井英昭君） 日程第5 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

この条例は、長野県人事委員会が人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定内容や地

域の民間従業員等の給与との均衡を考慮し、勧告した内容に基づき改定を行うものであります。

改正の主な内容は、職員・特別職及び議會議員に対する賞与の年間支給月数の引上げ、一般職の職員・任期付職員及び会計年度任用職員に適用される給料表の増額改定の改正であります。

本条例において、それぞれ影響する条例の一部改正を行いました。

1ページをおめくりいただき、第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第27条の改正は、期末手当の支給月数を再任用職員も含め0.025月それぞれ引上げ、第30条の改正は、勤勉手当の支給月数を再任用職員も含め0.025月それぞれ引上げとなります。

別表の改正は、給料表の改定で、行政職給料表（一）と医療職給料表（三）を勧告に基づき改定するものであります。

12ページをお開きください。

最後の行、第2条は、第1条と同様、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、先ほど第1条で改正した期末手当及び勤勉手当の来年度以降の支給月数を調整するものであります。

第3条及び第4条は、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正で、第3条は、期末手当の支給月数を0.05月引上げ、第4条で来年度以降の支給月数を調整するものであります。

第5条及び14ページの第6条は、立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第5条の改正規定中、第6条第1項の改正は任期付職員の給与月額を引き上げるもの。同条第4項及び第5項の改正は、特定任期付職員業務手当の支給に関する規定を削り、第7条の改正は、期末手当の支給月数を調整し、新たに勤勉手当を支給するもので、第6条は、期末手当及び勤勉手当の来年度以降の支給月数を調整するものであります。

7条及び8条は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、7条は、期末手当の支給月数を0.05月引上げ、第8条で来年度以降の支給月数を調整するものであります。

第9条は、立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。

別表の改正として、会計年度任用職員に適用している行政職・医療職及び教育職の給料表について、勧告に基づき増額改定を行います。

18ページをご覧ください。

附則第1項で、施行期日は公布の日からとし、来年度以降分を規定した第2条、第4条、第6条及び第8条の規定については、令和8年4月1日からの施行と定めます。

附則第2項では、本年12月1日を基準日として支給する賞与の改定規定については本年11月30日に、第1条に規定する一般職の職員の給料表、第5条に規定する任期付職員の給料表及び第9条に規定する会計年度任用職員に適用する給料表の改定は、本年4月1日に遡り、それぞれ適用するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第6 議案第55号～日程第7 議案第56号

議長（今井英昭君） 日程第6 議案第55号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について及び日程第7 議案第56号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 篠原 英男君 登壇〉

産業振興課長（篠原英男君） 議案第55号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町索道事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

今回の一部改正は、運賃等の改定を毎年小刻みに条例を改正するのではなく、ある程度の幅を持った上限額を設定することで、来年度以降、社会情勢等にもよりますが、おおむね5年程度の運営に対応できるように上限額を改定したいと考えております。

その要因といたしましては、近年の物価、エネルギー価格の高騰、最低賃金の大幅上昇や通年雇用、待遇改善に伴う労務費の増加、指定管理者負担の修繕費の高止まりなど、今後も経費の上昇が続くことが見込まれること、来場者を増やすためには既存のお客様をリピーターにすること、新規のお客様に選ばれるスキーチャンスになることが必要不可欠なため、施設水準の維持や向上、従業員の増員と質の向上、新しいコンテンツの導入など、一定の投資が欠かせない状況であることから、運賃の上限額の改正をお願いするものでございます。

別表第1号の改正は、夏山運賃の片道券1人当たり2,400円、愛玩動物1匹1,000円、往復券1人当たり3,600円、愛玩動物1匹1,500円、1日券6,000円に団体旅客運賃は廃止をして、それぞれの上限額の中で柔軟に対応しようとするものでございます。

別表第2号の改正は、冬山運賃を1回券大人1,800円、学生・ミドル1,620円、子ども・シニア1,080円、1日券大人9,000円、学生・ミドル8,100円、子ども・シニア5,400円、シーズン券大人15万円、学生・ミドル13万5,000円、子ども・シニア12万円

にするものでございます。

別表第3号の荷物運賃と別表第4号のスキー持込料金につきましては、実績もなく、今後のニーズも考えられないことから廃止するものでございます。

別表の備考2（3）の改正は、シーズン券とロングシーズン券の表記を統一するもので、（3）シーズン券の内容を変更し、（4）ロングシーズン券を削るものでございます。

併せて、語句の変更や語句の表現についても、一部改正するものでございます。

なお、実際の運賃等は条例で定める金額を上限として指定管理者が設定しまして、町が承認して決定します。

附則としまして、令和8年4月1日から施行するものとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第56号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

今回的一部改正は、物価・エネルギー価格の高騰、最低賃金の大幅な引上げに伴う労務費の増加、人材確保、処遇改善の必要性、有害鳥獣対策、施肥などの自然園の経営に係る費用が上昇していること、お客様を増やすための手段としてのクマザサ・枯れ枝等の除去、コケのジオラマと植栽の充実、徐々ではありますが、ベンチの常設等の投資を行うなどの要因により、条例に定められております入園料の上限額の改正をお願いするものでございます。

別表第1の改正は、入園料を1人当たり900円とし、主にペットで犬を想定しておりますが、愛玩動物1匹500円を申請するものでございます。

別表第2の改正は、オリエンテーリングコースの参加料については、個人利用がほぼなく、コース自体も御泉水自然園に入る必要があるため、参加料を廃止して、今後は御泉水自然園の入園料で対応するため、別表第2に合わせて第3条第2項を削るものでございます。別表第3の改正は別表第2を削ることで、別表第3を別表第2に改めるものでございます。併せて、語句の変更や語句の表現についても一部改正するものでございます。

なお、実際の入園料等は、条例で定める金額を上限として指定管理者が設定しまして、町が承認して決定します。

附則として、令和8年4月1日から施行するものとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

◎日程第8 議案第57号～日程第9 議案第58号

議長（今井英昭君） 日程第8 議案第57号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について（立科町都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」及び道の駅「女神の里たてしな」について）及び日程第9 議案第58号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第7号）についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第57号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について（立科町都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」及び道の駅「女神の里たてしな」について）、提案理由の説明を申し上げます。

立科町公の施設に係る指定管理者を別紙のとおり指定する。

本日提出、立科町長。

裏面をお願いします。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

1、施設の名称。立科町都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」及び道の駅「女神の里たてしな」。

2、指定管理者の名称等。農事組合法人蓼科農ん喜村。代表者、住所は議案書のとおりであります。

3、指定の期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

立科町都市農村交流施設の運営につきましては、平成23年4月から3期、道の駅「女神の里たてしな」は、令和3年4月から同法人が指定管理者として管理を行っておりますが、本年度末、指定管理期間が満了となることに伴い、指定管理者候補団体選定委員会の審査、答申を経て、施設の有効活用の実績等から、引き続き、同法人を指定管理者として指定するものであります。

ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議案第58号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和7年度立科町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,814万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億5,211万3,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

本日提出、立科町長。

2ページから4ページは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出です。

5ページは、第2表、債務負担行為補正の追加で、債務負担行為は翌年度以降の支出を伴う契約などの行為を行う場合、あらかじめ債務負担の限度額を定めておく制度です。

事務用端末の15台分のリース料で、期間は令和8年度から12年度まで、限度額は280万円で、端末の設定作業のため、令和8年3月にリース契約を締結し、4月からリース契約をすることから、債務負担行為の追加を行うものであります。

6ページ、第3表、地方債補正の変更は、過疎対策事業の限度額を2,690万円増額し、2億9,470万円に変更いたします。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

7ページ及び8ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括です。

9ページから、歳入となります。

1款1項1目個人の町民税では、調定額が増加していることから、実績に伴い3,000万円の増額補正をしました。

15款2項1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加配分による555万6,000円の増額計上。

2目民生費国庫補助金では、妊婦のための支援給付金は、国の補助率が10分の10に確定し、100万円の増額。同支援給付事業費補助金は、事務費分として新設された補助金で150万円の計上。

6目教育費国庫補助金では、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金は、交付決定により13万3,000円の計上をしました。

3項2目民生費委託金は、国民年金事務のシステム改修に伴う委託金8万1,000円の増額計上です。

10ページ、16款2項2目民生費県補助金では、妊婦のための支援給付金は、国の補助率確定により50万円の減額。同支援給付事業費補助金は、国庫と同様、事務費分として新設され、75万円の計上。保育対策等促進事業補助金は、保育園の子育て相談員に係る補助金で、交付決定により130万5,000円を計上しました。

5目土木費県補助金は、蟹原川の河畔林整備事業が事業採択され、225万円の計上。

6目教育費県補助金では、部活動指導員任用事業補助金は、交付決定により17万円の計上をしました。

17款1項1目財産貸付収入は、実績に伴い、別荘等更新料等で500万円、別荘地等貸付特別賃貸料で400万円の増額補正であります。

22款1項5目土木債は、移住定住促進住宅建設事業の増工に伴い、2,690万円の増額計上をしました。

11ページをお願いします。歳出となります。

まず、本年度の給与改定に伴い、01節報酬、02節給料、03節職員手当、04節共済費等の人事費につきましては、関係する各科目において所要の補正を行い、そのほか職員の異動等に伴う調整を行いました。

1款議会費は、人件費のみであり、これ以降、人件費のみの補正の説明は省略させていただきます。

2款1項1目一般管理費では、人件費の補正のほか、12ページ、電算委託料は、人事給与システムの子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修9万9,000円の増額計上であります。

3目財産管理費では、修繕料は例年に比べ庁舎に係る修繕箇所が多く、今後の見込みも含め、50万円を増額計上しました。

8目情報化推進費では、地方税以外の公金収納のシステム改修は地方税公共機構から使用提供が遅れ、今年度中の実施ができないことから皆減するものです。

13ページから15ページにかけては、人件費の補正となりますので、16ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費は、人件費の補正のほか、国民健康保険特別会計への基幹系システム利用負担金として、繰出金79万2,000円を増額計上し、4目国民年金費は、制度改革によるシステム改修費として8万2,000円を計上しました。

17ページ、2項2目子育て支援費では、人件費及び財源内訳の補正のほか、修繕料は児童館の屋根裏に小動物が侵入し、清掃、消毒、補修を行うため、20万円の増額計上をするものです。

18ページにかけ、3目保育所費は、人件費及び財源内訳の補正となります。

18ページ、3項1目高齢者福祉総務費は、人件費の補正のほか、後期高齢者医療特別会計への基幹系システム利用負担金として、繰出金34万4,000円の増額計上です。

19ページ、4項2目人権センター運営費は、経年劣化により自動ドアの動作不良が生じ、機器交換を伴う修繕料36万1,000円の増額計上であります。

20ページ、4款1項1目保健衛生総務費は、人件費及び財源内訳の補正となります。

22ページをお願いします。

5款1項3目農業振興費では、飼料価格高騰支援事業275万円は、町内の畜産業及び水産養殖業を営む者に、事業の継続を支援するため、本年4月から12月までの購入料に対し1トン当たり2,500円を交付するものであります。また、水稻採種栽培支援事業310万円は、町内の水稻採種栽培農家等に農業の継続を支援するため、10アール当たり1万円を交付します。この2つの事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものであります。

新種・新技術実証試験補助事業68万9,000円は、町内の農家1戸が産地パワーアップ事業の採択を受け、国庫補助金の残額に対して補助率3分1を補助するものであります。

23ページ、6款1項2目商工振興費は、補助金で物価高騰を要因とする資金需要が増加したことから、信用保証料150万円、利子補給金94万円、計244万円を増額計上しました。

7款1項土木管理費では、人件費の補正のほか、24ページ、水道事業への負担金10万円は、児童手当に要する経費の繰出基準分の増額補正となります。

3項河川費は、県の河畔林整備事業が事業採択され、準用河川蟹原川の河川修繕工事費250万円を増額計上しました。

25ページ、4款3目町営住宅建設事業費では、移住定住促進住宅建設事業に係る増額で、業務委託料は木材製材加工等、業務委託料401万5,000円の計上と工事請負費は工期が複数面にわたるため、適用単価の変更に伴う増。造成工事における不足土運搬等の数量増など、現時点での増工3,200万円を計上しました。

5項下水道費105万7,000円は、下水道事業会計への補助金の増額補正です。

27ページをお願いします。

9款2項1目学校管理費は、人件費の補正のほか、28ページ、修繕料は小学校の修繕箇所が例年に比べ多く、今後の見込みも含め50万円を増額計上しました。

29ページ、4項2目公民館費では、人件費の補正のほか、区及び部落集会所整備の補助金は、古町分館からエアコン3台の設置に係る申請があつて、45万7,000円を計上しました。

30ページ、5項2目体育施設費では、多目的運動場の照明灯制御盤が落雷により破損したため、機器の交換及び避雷器の設置を行うことから、工事請負費522万5,000円を計上するものであります。

歳入歳出の差額4,567万5,000円は、12款予備費で調整し、予備費は2,522万5,000円といたします。

31ページ以降は、給与費明細書になりますので、ご確認ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第10 議案第59号～日程第12 議案第61号

議長（今井英昭君）　日程第10 議案第59号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第12 議案第61号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長　荻原　義行君　登壇〉

町民課長（荻原義行君）　議案第59号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和7年度立科町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ79万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億57万5,000円とするものです。

本日提出、立科町長でございます。

2 ページは第1表、歳入歳出予算補正、3 ページは事項別明細書の総括です。

4 ページをご覧ください。

歳入ですが、一般会計繰入金につきまして、歳出で申し上げる負担金の増額に伴うものです。

5 ページから歳出になります。

1 款総務費は、電算基幹系共同化システム負担金の後期分です。

標準化移行に合わせ、当初では金額が未定であったため、今回計上するものです。

4 款保健事業費は、人事勧告に伴う会計年度任用職員に係る報酬等の増額補正です。

6 ページ、予備費で調整をしております。

7 ページ以降は、給与費明細書です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第60号 令和7年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和7年度立科町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,278万3,000円とするものです。

本日提出、立科町長でございます。

2 ページは第1表、歳入歳出予算補正、3 ページは事項別明細書の総括です。

4 ページをご覧ください。

歳入ですが、一般会計繰入金につきまして、歳出で申し上げる負担金の増額に伴うものです。

歳出につきまして、1 款総務費は、電算基幹系共同化システム負担金の後期分です。

標準化移行に合わせ、当初では金額が未定であったため、今回計上するものです。

4 款予備費で調整をしております。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第61号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）

にきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和7年度立科町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

予算の総額に変更はございません。

本日提出、立科町長でございます。

2ページは、第1表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書の総括です。

3ページからご覧ください。歳出になります。

1款1項総務管理費では、電算委託料で制度改正及び国保連合会のシステム改修に合わせた保険者側のシステム改修費。

使用料では、町から県へ提出する書類の一部について、これまで紙媒体であったものをデータで連携するためのシステム導入費及び使用料です。

負担金では、電算基幹系共同化システムの負担金の後期分で、他の特別会計と同様、標準化移行に合わせ、当初では金額が未定であったため、今回計上するものです。

4項地域包括支援センター費の負担金も同様の増額です。

3款地域支援事業費は、人事勧告に伴う人件費の増額です。

6款予備費で調整をしております。

5ページ以降は、給与費明細書です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第13 議案第62号～日程第14 議案第63号

議長（今井英昭君） 日程第13 議案第62号 令和7年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について及び日程第14 議案第63号 令和7年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 羽場 雅敏君 登壇〉

建設環境課長（羽場雅敏君） 議案第62号 令和7年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。第2条、令和7年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款水道事業収益第2項営業外収益について、10万円増額し、4,947万3,000円といたします。

第2款水道事業費用について、第1項営業費用を187万3,000円減額し、2億6,206万円とし、第4項予備費を197万3,000円増額し、1,747万5,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費について。第3条、職員給与費2,851万9,000円を2,614万9,000円に改めるものです。

本日提出、立科町長。

2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金は、職員の児童手当に係る一般会計からの繰入金10万円です。

次に、収益的支出ですが、2款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費は、年度途中における職員の人事異動に伴う給料・手当・町村総合事務組合負担金などの減額588万2,000円です。

3ページ、4目総係費の400万9,000円の増額は、県人事院勧告に伴う給料・手当・町村総合事務組合負担金などの増額が主なものであり、水道料金システムデータセンター利用料86万4,600円は、国の標準化システムの運用方針により、水道会計システムは、令和7年10月からデータセンターを使用することになったことから、新たに利用料が生じたものです。

4項予備費は、197万3,000円の増額です。

4ページは、令和7年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（税抜き）です。

5ページ以降は、給与費明細書ですので、ご確認ください。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第63号 令和7年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。第2条、令和7年度立科町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款下水道事業収益第2項営業外収益について、105万7,000円増額し、3億3,343万6,000円といたします。

第2款下水道事業費用第1項営業費用について、105万7,000円増額し、4億6,474万6,000円といたします。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第3款資本的収入第1項企業債について、1,380万円増額し、1億2,950万円といた

します。

第4款資本的支出第1項建設改良費について、1,380万円増額し、2億7,200万4,000円といたします。

2ページをお願いいたします。

企業債。第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正するものです。

特定環境保全公共下水道事業の限度額を2億2,480万円から2億3,860万円といたします。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費について。第5条、職員給与費1,521万3,000円を1,591万1,000円に改めるものです。

他会計からの補助金。第6条は、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額について、2億1,989万4,000円を2億2,095万1,000円に改めるものであります。

本日提出、立科町長。

3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款下水道事業収益2項営業外収益3目他会計補助金は、歳入歳出調整による105万7,000円の増額です。

次に、収益的支出ですが、2款下水道事業費用1項営業費用6目総係費の105万7,000円の増額は、県人事委員会勧告に伴う給料、手当、町村総合事務組合負担金及び各引当金の増額です。

次に、資本的収入及び支出の収入ですが、3款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債は、白樺湖南中継ポンプ場改築工事負担金1,380万円の財源として、下水道事業債690万円、辺地対策事業債690万円を増額するものです。

次に、資本的支出ですが、4款資本的支出1項建設改良費2目ポンプ場建設改良費は、白樺湖南中継ポンプ場改築工事負担金1,380万円を増額するものです。

4ページは、令和7年度立科町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（税抜き）です。

5ページ以降は、給与費明細書ですので、ご確認ください。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第15 陳情第5号～日程第16 陳情第6号

議長（今井英昭君） 日程第15 陳情第5号 65年前の昭和の合併から続く、茂田井地区の現状改善に関する陳情及び日程第16 陳情第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引上げを求める陳情書は、11月14日までに受付をいたしました。

上程をいたしましたが、ご意見をお持ちの方は質疑の際に願います。

また、審査については、質疑終了後、所管の常任委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

(午前11時20分 散会)